

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

- ◇開設者 理事長 山田 均
- ◇管理者 病院長 長岡 幾雄

1. 入院基本料に関する事項

◇1病棟・2病棟・3病棟・5病棟【精神病棟入院基本料】

当病棟では、1日に入院患者15人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置し、交代で24時間看護を行っています。

実際の看護配置につきましては各病棟の掲示板をご覧ください。

◇2病棟・3病棟・5病棟【特殊疾患入院施設管理料】

当病棟では、1日に入院患者10人に対して1人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）を配置し、交代で24時間看護を行っています。

実際の看護配置につきましては各病棟の掲示板をご覧ください。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体拘束の最小化について下記の通り基準を満たしております。

◇院内感染防止対策

院長を責任者とする感染対策委員会を設置し、MRSA やインフルエンザなどの感染症の予防および発生時の感染拡大防止に取り組んでおります。また、定期的に感染対策委員会を開催し、感染症に関する情報共有を行っております。

◇医療安全管理体制

院長を責任者とする医療安全委員会を設置し、専任の医療安全管理者を配置するとともに、医療安全管理委員会を定期的に開催し、医療事故の検証および対策、事故防止に向けた取り組みを行っております。

◇褥瘡対策

褥瘡対策委員会を設置し、褥瘡（床ずれ）予防や褥瘡に関する危険因子の分析などを行っております。

◇栄養管理体制

常勤の管理栄養士を配置し、医師の指示に基づき必要に応じて栄養管理計画を策定し、栄養管理を行っております。

◇身体拘束最小化

身体拘束最小化委員会を設置し、身体拘束最小化の取り組みを行っております。

◇意思決定支援

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた医療・ケアの在り方を、医師をはじめとする医療従事者より適切な情報の提供と説明を行い、本人・ご家族による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを行っております。

3. 明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても、無料で明細書を発行しております。

明細書には使用した薬剤や行われた検査・処置などの個人情報に記載されております。その点を十分ご理解いただき、明細書の発行を希望されない場合は窓口はその旨をお申し出下さい。

4. 当院は中国四国厚生局に以下の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準に係る届出

精神病棟入院基本料
特殊疾患入院施設管理料
看護配置加算
看護補助加算
精神科身体合併症管理加算
精神科慢性身体合併症管理加算
精神科救急搬送患者地域連携受入加算
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3

2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

薬剤管理指導料
精神科作業療法
医療保護入院等診療料
外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
入院ベースアップ評価料 29

3) 入院時食事療養

入院時食事療養 (I)・入院時生活療養 (I)

4) その他届出

酸素の購入単価

5. 入院時食事療養および入院時生活療養について

当院では、入院時食事療養 (I)・入院時生活療養 (I) の届出を行っております。
管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後6時以降)・適温で提供しております。

6. 保険外負担に関する事項について

当院では以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。

◇別紙参照

◇CSセット (おむつ) について

当院では、おむつの利用に際し小山メディカル株式会社が提供する定額プランを導入しており、小山メディカル株式会社とのご契約が必要となります。

<プラン>

A プラン 1,190 円/日 B プラン 900 円/日 C プラン 725 円/日

D プラン 383 円/日 E プラン 273 円/日

7. 後発医薬品の使用について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら当院職員までご相談ください。

8. 一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方 (一般的な名称により処方箋を発行すること) を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくすくなります。一般名処方についてご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

9. 敷地内全面禁煙について

当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

10. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善について

当院では、下記の項目に取り組んでいます。

- ・時間外労働が発生しないような業務量の調整
- ・看護職員と他職種との業務分担（薬剤師、作業療法士、臨床検査技師、管理栄養士、事務）
- ・多様な勤務形態の導入
- ・短時間正規雇用の看護職員の活用
- ・妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮（夜勤の減免、時間単位の休暇制度、他部署等への配置転換）